

お客さま各位

結城信用金庫

口座解約手続きにおける印鑑レスの取扱開始 および預金規定の改定について

平素より結城信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、お客さまの利便性向上のため、令和4年6月1日（水）から、以下のとおり預金残高が1万円未満の普通預金口座等の解約手続きにおいて、印鑑レスの取扱いを開始するとともに、関係する預金規定の改定を行いますので、お知らせいたします。

なお、改定後の預金規定は、改定前からお取引いただいているお客さまへも適用されますので、ご承知おきください。

記

1. 取扱開始日・改定日

令和4年6月1日（水）

2. 改定内容

対象となるお客さま	個人・個人事業主のお客さま
対象となる預金	預金残高が「1万円未満」の ・普通預金口座 ・貯蓄預金口座 ・納税準備預金口座 ・通知預金口座
お手続きに必要な条件	・ご本人が来店すること ・通帳、証書を持参すること ・運転免許証等、顔写真付の公的書類の提示により、ご本人と確認できること（確認のうえ、コピーを取らせて頂きます。）

3. 改定する預金規定

「普通預金（無利息型普通預金を含む）、総合口座取引、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金共通規定」

4. 改定箇所

アンダーライン箇所を追加

8.（解約等）

（1）この預金口座を解約する場合には、この通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。

（2）前項にかかわらず、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章による押印に代えて、当金庫が別途定める本人確認書類の提示により本人確認を行ったうえで、本人の署名をもって解約することができます。

（3）（以下省略、番号繰下げ）

以上

※ご不明な点につきましては、当金庫本支店の窓口にお問合せください。